

市川第 20210825-0001 号

令和 3 年 8 月 25 日

保護者の皆様へ

市川市こども政策部
こども施設運営課長

保育所等における登園自粛のお願い

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
現在の緊急事態宣言下における保育所等の運営につきましては、国の要請を踏まえ、
感染防止対策を徹底したうえで、原則開所としているところです。

しかしながら、かつてない勢いで新型コロナウイルス感染症が拡大している状況
中、**保護者の皆さまには、お子様の健康を守るため、出来る限りご家庭での保育にご
協力いただきますようお願いいたします。**

1 登園自粛要請期間

令和 3 年 8 月 26 日（木）～緊急事態宣言期間終了まで

2 保育料の減免について

登園自粛要請により保育所等をお休みした場合の保育料（利用者負担金）は、登園
しなかった日数に応じて減額いたします。

なお登園自粛の状況は、保育所等に確認し還付の手続きをさせていただきますので
登園自粛の有無に関わらず保育料は通常どおりに納付してください。

【お問い合わせ】

- | | | |
|-------------|----------|-------------------------|
| ・本通知全般について | こども施設運営課 | TEL 047 (711) 1791・1792 |
| ・保育料の減免について | こども施設入園課 | TEL 047 (704) 0255 |